平成２５年（フ）第２６６号
相模原市緑区相原６丁目12番６号
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６５４号
広島県安芸郡海田町南堀川町４番27号
債務者　佐藤　一郎
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
徳島県三好郡東みよし町西庄字出口６番地
西庄団地28号
債務者　山口佐智代
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第２６６号
沖縄県那覇市おもろまち２丁目５番７―801号　フリーベル天久新都心
債務者　前川　克彦
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１３号
北海道名寄市東５条南４丁目68番地２
債務者　新上　信雄
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第１４号
北海道名寄市西２条南４丁目13番地１
債務者　新上　雅信
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第２１０号
盛岡市緑が丘１丁目５番１　ショートステイらくらく内、住民票上の住所盛岡市名須川町10番17号　コーポシマ１号
債務者　小谷地　茂
法定代理人保佐人　宮﨑　浩一
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２８１号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺西大門392番地１サンセール和102号室、住民票上の住所愛知県江南市赤童子町御宿83番地３
債務者　天野多須久
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２２４号
香川県さぬき市志度3366番地１　カルムＡ204号室
債務者　小西　紀子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９６号
仙台市太白区中田７丁目10番16号　グランシスグレーＡ102
債務者　針生　　学
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
仙台市青葉区台原１丁目２番13―402号
債務者　馬場　礼子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字枡沢平成の森仮設11―５、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町歌津字上の山119番地１
債務者　三浦　桂子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１０４号
富山県高岡市野村501番地１　すみれ荘201号
債務者　高口　文夫
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１９８号
岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町28番地１　雄八Ｅ棟301
債務者　津田　純平（旧姓東）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
滋賀県東近江市青野町4652番地４
債務者　中村健太郎
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２６５号
兵庫県姫路市増位新町２丁目36番地花北市営住宅５棟509
債務者　橋口　和世
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０６号
兵庫県高砂市高砂町北渡海町1017番地　高岡荘２号
債務者　大根　雄二
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部